



近畿地方整備局 奈良国道事務所	配布日時	平成29年1月16日
資料配布		14時00分

件名	「近畿初」の道路協力団体が奈良に誕生！ ～『NPO法人 奈良好き人のつどい』への 指定証交付式を行います～
----	--

概要	<p>○ 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。</p> <p>近畿地方整備局では第1回の指定に向け、国が管理する直轄国道について公募を実施し、奈良国道事務所管内の国道24号沿線で清掃活動を行っている「奈良好き人のつどい」1団体を道路協力団体として平成28年12月27日に指定しました。</p> <p>今回、指定を受けた「NPO法人 奈良好き人のつどい」へ道路協力団体指定証を渡す交付式を執り行いますのでお知らせします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>● 交付式日時及び開催場所</p><p>日時：平成29年 1月17日（火） 14：00～</p><p>場所：奈良国道事務所4階 第一会議室（奈良市大宮町3-5-11）</p><p>指定団体：NPO法人 <small>ならす</small> <small>びと</small> 奈良好き人のつどい</p></div> <p>注）指定団体、道路協力団体制度の概要については、別紙をご覧ください。</p> <p>○参考 近畿地方整備局記者発表 http://www.kkr.mlit.go.jp/scripts/cms/road/infoset1/data/pdf/info_1/20170105_02.pdf</p> <p>○当日取材にお越しいただく場合は、下記問い合わせ先まで事前にご連絡ください。</p>
----	---

取り扱い	—
------	---

配布場所	奈良県政・経済記者クラブ
------	--------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 副 所 長 <small>すみた</small> <small>みちお</small> 隅田 道男 調 査 課 長 <small>やまだ</small> <small>しんいち</small> 山田 真一 TEL 0742-33-1391（代）
--------	---

道路協力団体 指定団体概要

- ◆名称：特定非営利活動法人 な ら す びと 奈良好き人のつどい
- ◆所在地：奈良県奈良市小西町23番地 花小路ビル1F
- ◆代表者：理事長 辰巳 裕（たつみ ゆたか）

【活動位置図】

国道24号 奈良県奈良市法華寺北町地先から
法華寺東町地先の約0.9km区間
(うわなべ池北詰～法華寺東交差点)

指定箇所



【活動の内容】

- ・道路(歩道)の清掃・除草
- ・ベンチ設置・花壇整備
- ・物販施設・看板の設置

※具体的な内容については今後、道路
管理者との協議のうえ決定します。

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

